

適塩応援企業等活用促進事業実施業務委託仕様書

令和6年7月8日

宮崎県健康増進課

1 業務の目的

コロナ禍以降、食生活の乱れや運動不足等による生活習慣病の増加が懸念されるため、食環境づくりを進めるための基盤づくりとして、県民が普段の生活の中で適切な量の食塩を摂取することに繋げるための情報発信等を食品関連企業等と連携して取り組むことにより、健康長寿日本一の実現を図る。

2 業務の名称

適塩応援企業等活用促進事業

3 委託期間

委託契約締結の日から令和7年3月25日まで

4 事業の概要

食塩の適正量摂取（適塩）をより推進するため、食品の適切な量の摂取の情報発信などを広く県民に対して行う県内企業の登録や、県内で製造・販売している減塩商品の掘り起こしを行い、一覧の作成・配布や広報等を行う。

5 委託業務の内容

県と協議しながら、下記の業務を行う。

(1) 適塩応援企業等の募集

ア 食品の適切な量の摂取の情報発信などを広く県民に対して行う企業の募集

- ・登録条件等は別添のとおり
- ・登録条件の必須項目である食塩摂取量の目標量の情報発信のために、企業が活用可能なPOPデータを作成する。
- ・食品製造・販売企業に登録・申請等に関する文書を送付、それ以外の企業には広報（テレビCM、SNS、情報誌、ニュース等パブリシティ）により周知する。企業から提出のあった申請書を取りまとめて一覧を作成し、DVDに保存の上提出する。

イ 県内で製造販売している減塩商品（塩分控えめ等を含む）の掘り起こし

- ・食品製造業者に対し、減塩商品の製造に関する調査を行う（アに併せて実施）
- ・調査結果を取りまとめて一覧を作成し、DVDに保存の上提出する。

※募集期間は、9月下旬～を予定しているが、事業者への説明の機会等を考慮しながら調整する。

(2) リーフレットの作成、配布

ア リーフレット掲載内容

- ① 適塩（適切な量の塩分摂取）の量と適塩にするための工夫の周知
- ② 適塩の意味やメリット（小児～成人までの適塩量等）
- ③ 適塩応援企業等の紹介（企業名、URL、取組内容等）
- ④ 県内で製造販売する減塩商品（商品名、会社名、特徴、主な販売先等）

※リーフレットはA3両面1枚（A4 4面）を想定しているが、企業数等よりA4 6面等も検討する。

イ リーフレットの配布

県と協議の上、各市町村、県保健所、適塩応援登録企業、減塩商品製造企業等へ送付する。

(3) 適塩応援企業等登録マーク（既存）を活用した資材の作成・配布

ア 登録マークシールの作成

- ①名刺貼付用（小サイズ）
- ②封筒等貼付用（大サイズ）

イ 適塩応援企業等PR用POPの作成

小売店で、適塩応援企業等が製造する商品付近に掲示可能なスイングPOPを作成し、適塩応援企業等へ送付する。POPには登録マーク及び県ホームページの適塩応援企業等掲載ページのORコードを掲載する。

ウ 減塩商品PR用POPの作成

小売店で、適塩応援企業等が製造する減塩商品付近に掲示可能なスイングPOPを作成し、適塩応援企業等へ送付する。POPには登録マーク及び県ホームページの適塩応援企業等掲載ページのQRコードを掲載する。

(4) 適塩応援登録企業等の紹介（広報）

テレビCM、SNS、情報誌、ニュース等パブリシティ等により広く周知する。

6 成果品等の納入場所

〒880-8501 宮崎県橘通東2丁目10番1号

宮崎県福祉保健部健康増進課

電子メール：kenkozoshin@pref.miyazaki.lg.jp

7 業務遂行上の注意事項

- (1) 制作、実施に当たっては、県及び関係機関と十分に連携を取りながら行うこと。
- (2) 委託業務の遂行に関し、必要な能力と経験を有する業務責任者を定めること。また、業務遂行体制を明らかにすること。
- (3) 業務進捗にあたっては、各事業の業務スケジュール表（進捗管理表）を作成し、

県の担当者と共有すること。

- (4) 本仕様書について疑義が生じた場合又は本仕様書に定めのない事項については、県と十分に協議を行うこと。
- (5) 作成した各資材のデザインデータ等（動画などを含む）は、DVD に保存し県の指示する期日までに、上記6に納品すること。